

町内会加入連絡票の取り扱いについて

本市では、町内会加入促進の一環として、住民異動の手続きに来られた転入・転居者の方に、窓口で『町内会加入連絡票』をお渡ししています。この連絡票につきましては、次の取り扱いをお願いいたします。

転入・転居された方に対する 町内会加入連絡票の取り扱い

市役所・各支所・行政センター

1. 転入・転居者

- ・ 市内に転入及び転居者が住所異動手続きに来庁されます。



2. 住民異動受付窓口

- ・ 転入・転居手続きの受付の際に、『町内会パンフレット』と『連絡票』をお渡しし、町内会への加入についてご案内いたします。
- ・ 町内会への加入や詳しい説明を希望される方は『連絡票』をご記入いただき、窓口もしくはWEBサイトより提出いただきます。



3. コミュニティ・協働推進課

- ・ 該当する町内会を調査します。定期的に『連絡票』を該当する町内会の代表者様へ郵送します。



4. 各町内会

- ・ 会長や役員の方は、加入を希望される方へ町内会の活動や行事等について説明を行います。
- ・ 町内会加入の手続きを行います。
- ・ ご記入いただいた『連絡票』はご本人へ返却します。

